

柴田町役場槻木事務所設置に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年9月13日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町条例第15号

柴田町役場槻木事務所設置に関する条例を廃止する条例

柴田町役場槻木事務所設置に関する条例（昭和47年柴田町条例第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（柴田町公告式条例の一部改正）

2 柴田町公告式条例（昭和31年柴田町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例の公布） 第2条（略） 2 条例の公布は、<u>柴田町役場掲示場</u>に掲示してこれを行う。</p>	<p>（条例の公布） 第2条（略） 2 条例の公布は、<u>次の掲示場</u>に掲示してこれを行う。 <u>（1）柴田町役場掲示場</u> <u>（2）柴田町役場槻木事務所掲示場</u></p>